

小児慢性特定疾病医療費支給認定（更新手続きのご案内）

現在お持ちの受給者証の有効期限は、令和7年9月30日までとなっています。

令和7年10月1日以降も引き続き医療費の支給認定を希望される方は、更新手続きをお願いいたします。なお、手続きを希望されない場合は、保健福祉事務所まで電話にて御連絡ください。

更新申請の対象者	令和7年10月1日時点で20歳未満の受給者 ※令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられるに伴い、18歳以上を「成年患者」とし、成年患者は本人名義で申請手続きをする必要があります。
受付期間	令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金） ※郵送の場合は、令和7年9月1日（月）保健福祉事務所必着。 ※医療機関受診や支給認定の申請が遅れる場合は、認定期間が切れる前に必ず各保健福祉事務所に連絡してください。 ※所得税が非課税の方、国保組合の方は、7月中に提出してください。
認定期間	（始期）令和7年10月1日～（終期）令和8年9月30日 ※認定期間中に満20歳の誕生日を迎える方の認定終期は、誕生日の前日となります。
申請方法	受給者証の交付を受けた保健福祉事務所の窓口へ直接提出 ※受給者証の交付を受けた保健福祉事務所は、お持ちの受給者証に記載しています。 ※提出された書類に不足等がある場合、保健福祉事務所から連絡させていただく場合があります。

◆各保健福祉事務所の連絡先・所在地◆

保健福祉事務所	電話番号	所在地
県北保健福祉事務所	024-534-4155	〒960-8012 福島市御山町 8-30
県中保健福祉事務所	0248-75-7810	〒962-0834 須賀川市旭町 153-1
県南保健福祉事務所	0248-22-5647	〒961-0074 白河市郭内 127
会津保健福祉事務所	0242-29-5278	〒965-0807 会津若松市城東町 5-12
南会津保健福祉事務所	0241-63-0306	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2
相双保健福祉事務所	0244-26-1134	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1 丁目 30

1 更新手続きに必要な書類

(1) 全員共通で必要な書類

申請者確認欄		提出書類	備考
	申請者が記入	1 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）	・マイナンバーを記載してください。
	申請者が記入	2 世帯調書（様式第2号）	・マイナンバーを記載してください。
	医療機関が作成	3 医療意見書（別紙：療育指導連絡票含む）	・医療意見書の記載年月日が3か月以内のもの ・複数の疾病での認定を希望する場合には、その疾病ごとに医療意見書が必要です。
※該当される方のみ	申請者が記入	4 重症認定申告書（様式4号）	・以下の重症認定基準のいずれかを満たしている場合 1 「重症患者認定申告書」の基準に該当する場合 * 基準①は「身体障害者手帳」等の症状の状態が確認できる書類、 * 基準②は「医療意見書」等治療状況が確認できる書類も添付 2 「医療費総額が5万円／月を超える月が年間6回以上ある場合」に申請し、認定された場合 * 医療費総額がわかる書類（自己負担上限額管理票の写し等）も添付
※該当される方のみ	医療機関が作成	5 人工呼吸器等装着者証明書（様式第5号）	・人工呼吸器認定の基準を満たしている場合
	申請者が準備	6 住民票謄本（家族全員のもの）	・3か月以内で続柄が記載されているもの
		7 健康保険証（写し）や医療保険資格情報等	・提出していただく対象者については、「(3) 申請書類に関する注意事項」を御覧ください。
		8 令和7年度所得額・課税額証明書等	
		9 本人確認のために必要な書類	
	申請者が記入	10 保険者照会同意書（様式第3号）	・18歳未満で、就職等により受診者御本人が被保険者となっている場合は、法定代理人の記入は必要です。
		11 小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究等への利用についての同意書（様式第13号）	・医療意見書の研究等への利用に同意いただける場合は御署名下さい。
		12 現在の小児慢性特定疾病医療受給者証（写し）	・自己負担上限月額管理票も確認できるよう、両面の写しを提出してください。

(2) 該当者のみ必要な書類

申請者 確認欄		提出書類	備考
	申請者 が 準備	特定疾病療養受療証の写し	・血友病の方 ・人工透析治療が必要な慢性腎不全の方 ・血液凝固因子製剤によるH I V感染症の方 ※特定疾病療養受療証の申請については、個別に保険者へお問い合わせください。
		世帯内で他にお持ちの方 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証の写し ・指定難病医療費受給者証の写し	・世帯内（同じ医療保険に加入している方）で、他に左記受給者証の交付を受けている場合
		生活保護受給者証の写し	・左記受給者証をお持ちの方
		公的年金等源泉徴収票 （令和6年分）	・健保組合・共済組合等の組合員及び当該世帯の被保険者全員のうち、公的年金（老齢年金）を受給している方がいる場合
		遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の受給額がわかる資料	・市町村民税非課税世帯の方 ・申請者等の収入合計金額が確認できる書類（公的機関発行の通知の写し等）
	申請者 が 記入	委任状	・18歳以上の成年患者で、家族等が申請者として申請する場合

(3) 申請書類に関する注意事項

① 健康保険証・市町村民税所得額課税額証明書について

提出書類 受診者の保険種別		健康保険証の写し※1 医療保険資格情報等	市町村民税所得額・課税額証明書等※1 * 合計所得金額及び市町村民税課税額が記載されているもの
国民健康保険 ・市町村国保 ・退職国保、 ・各種国民健康保険組合 等		同じ国保に加入している方全員分	同じ国保に加入している方全員分（中学生以下は不要）
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	受診者が被扶養者	被保険者及び受診者分	被保険者分
	受診者が被保険者	受診者分	受診者分 ※本人が18歳未満で非課税の場合は、支給認定保護者の分も必要。

※1 生活保護を受給し、医療保険に加入していない場合、提出は不要です。

② マイナンバー提出時の確認書類について

マイナンバーを記載していただいた書類については、提出時に窓口にて申請者の「身元確認」及び「番号確認」の両方が義務付けられています。
なお、すでにマイナンバーを提供された場合は、確認書類は不要です。

◆身元確認・番号確認に必要な書類◆

申請等を窓口でする際、それぞれの確認に必要な書類の例は次のとおりです。
なお、郵送で申請する場合は、確認書類の写しを忘れずに同封してください。

更新申請書類を提出する方	番号確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)	身元確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)	代理権の確認に必要なもの (下記のいずれか1つ)
申請者 (保護者または成年患者)	・申請者の個人番号カード(1枚で両方の確認が可能) ・申請者の通知カード ・申請者の個人番号が記載された住民票の写しなど	・運転免許証、パスポートなど顔写真付きの証明書のうち1種類 ・被保険者証、医療保険資格情報、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類	なし
上記以外の方 (代理の方)	・申請者の個人番号カード(写し可) ・申請者の通知カード(写し可) ・申請者の個人番号が記載された住民票の写し	・代理人の個人番号カード ・代理人の運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 ・代理人の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類	・委任状 ・申請者の健康保険証、運転免許証又はパスポート(写し可)等

(※) 個人番号カードの表面は、個人番号カード交付時にお渡しするカードケースに入れたままでコピーしてください。裏面はマイナンバーが確認できるよう、ケースを外してコピーをしてください。

よくある質問

Q 避難中で、住民票上の変更を行っていない場合はどうすればよいか？

A 県内にて避難中の方は、下記のいずれかにより更新手続きを行ってください。

- ①受給者証の交付を受けた保健福祉事務所に持参・郵送する。
- ②①以外の任意の保健福祉事務所に持参・郵送する。

県外に避難中の方は、受給者証の交付を受けた保健福祉事務所に電話連絡の上、郵送により手続きをしてください。

Q 福島市、郡山市、いわき市、県外へ転出した場合はどうすればよいか？

A 転出先での認定を希望する場合には、各自治体の窓口にて新規申請の手続きを行ってください。
この場合は、福島県での受給資格を喪失しますので、速やかに受給者証の交付を受けた保健福祉事務所へ、資格喪失届(様式第8号)と現在お持ちの受給者証を返還し、転出先での申請手続きを行ってください。

Q 「小児慢性特定疾病医療意見書」の様式はどこで入手できるか？

A 原則として医療機関側で用意及び作成いたします。ただし、医療機関側の事情で様式が用意できない場合は、保健福祉事務所へお問い合わせください。

Q 更新申請書類を提出してから受給者証が交付されるまでにどのくらい時間がかかるか？

A 更新期間中は申請件数が多いため、概ね2～3か月程度を要します。
10月上旬に受診を予定されている場合は、早めの申請をお願いします。
なお、更新申請中でも、現在お持ちの受給者証は支給認定期間の満了日まで有効です。